

防整技第17945号
令和3年10月25日

大臣官房会計課長
地方協力局環境政策課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部防衛部施設課長 殿
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部計画部事業計画課長
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設技術管理官
(公 印 省 略)

建築工事特記仕様書作成の手引について（通知）

標記について、別冊のとおり定め、令和3年12月1日以降に入札公告を行う建設工事から適用することとしたので通知する。

なお、建築工事特記仕様書作成の手引について（防整技第5011号。令和2年3月30日）は、令和3年11月30日限りで廃止する。

添付書類：別冊

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官、地方協力局総務課長、地方協力局在日米軍協力課長

防整技第17945号（令和3年10月25日）別冊

建築工事特記仕様書作成の手引

令和3年10月

整備計画局 施設技術管理官

目 次

第1 総則

1	目的	1
2	適用範囲	1
3	用語の定義	1
4	特記仕様書の構成	3
5	特記仕様書の標準書式	6
6	一般的な留意事項	6

第2 記載要領

1	工事名	9
2	工事場所	9
3	工期	9
4	工事概要	9
5	建築工事仕様	9
6	施工図等	9
7	電気保安技術者	9
8	施工条件	10
9	施工中の安全確保	10
10	発生材の処理等	10
11	完成図等	10
12	木材利用の促進	10
13	火災保険等	10
14	低入札価格調査対象工事に係る監督体制等の強化	11
15	入門手続等	11
16	事故報告	11
17	工事関係書類の適正な管理	11
18	住宅瑕疵担保責任の履行の確保等	11
19	工事の一時中止に係る計画書の作成	12
20	事業監理業務	12
21	工事連絡会議	12
22	迅速対応指針	12
23	調査及び詳細図等の作成	12
24	共通費実態調査	12
25	契約後VE方式の試行	13
26	総価契約単価合意方式の試行	13
27	見積を活用する積算方式（見積活用方式）の試行	13
28	建設工事における週休2日制の試行	13
29	情報共有システムについて	13
30	無人航空機の使用に伴う情報流出防止について	13
31	サイバー攻撃等情報漏えい発生時の連絡体制について	14
32	快適トイレの設置について	14

33	鉄塔の鉄骨製作工場	14
----	-----------	----

第3 特記仕様書記載例

1	建築工事特記仕様書	15
2	建築改修工事特記仕様書	106
3	建築木造工事特記仕様書	195
4	配筋標準図、鉄骨標準図	293
5	解体工事特記仕様書	300

第1 総則

1 目的

建築工事特記仕様書作成の手引（以下「本手引」という。）は、特記仕様書の標準化及び統一を図るとともに、特記仕様書の契約上の位置付けを明らかにし、特記仕様書を作成するために必要な標準事項を定めることによって、建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）別紙の第2第1号に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の円滑な執行と業務の効率的な処理に資することを目的とする。

特記仕様書の作成者は、建設工事請負契約書、事業監理業務委託契約書、事業監理業務委託共通仕様書、標準仕様書等を熟知した上で特記仕様書の作成に当たらなければならない。

なお、建築物等を単独で発注する場合は、建築物解体工事共通仕様書平成31年度版を参考とする。

2 適用範囲

本手引は、防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）が発注する自衛隊施設及び在日米軍施設の建設工事に係る建築工事特記仕様書の作成に当たり適用するものとする。

3 用語の定義

本手引において用いる用語の定義は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版1.1.2、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版1.1.2、公共建築木造工事標準仕様書平成31年版1.1.2及び建築物解体工事共通仕様書平成31年版1.1.2に定めるところによるほか、次のとおりとする。

- (1)「監督官」とは、工事監督の実施細目について（防整技第7165号。28.3.31）に規定する工事監督官、主任工事監督官、総括主任工事監督官及び統括工事監督官をいう。
- (2)「契約図書」とは、建設工事請負契約書及び設計図書をいう。
- (3)「設計図書」とは、質問回答書、現場説明書、特記仕様書、別冊の図面及び標準仕様書をいう。

なお、設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は次による。

- ア 質問回答書（イからオまでに対するもの）
- イ 現場説明書
- ウ 特記仕様書
- エ 別冊の図面

オ 標準仕様書

- (4) 「質問回答書」とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質疑に対して発注者が回答する書面をいう。
- (5) 「現場説明書」とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
- (6) 「特記仕様書」とは、工事の施工に関する明細又は工事固有の技術的要求を定める図書をいう。
- (7) 「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図及び発注者から変更又は追加された設計図をいう。また、詳細図作成を含む工事にあつては、契約図書及び監督官の指示に従って作成され、監督官が認めた詳細図の成果品を含むものとする。
- (8) 「標準仕様書」とは、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築木造工事標準仕様書及び建築物解体工事共通仕様書をいう。
- (9) 「仕様書」とは、標準仕様書及び工事ごとに規定する特記仕様書をいう。
- (10) 「検査官」とは、工事検査の実施細目について（防整技第7166号。28.3.31）に規定する工事検査官及び主任工事検査官をいう。
- (11) 「同等品」とは、特記仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定がない場合、監督官が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は監督官の承諾した品質をいう。
なお、試験機関の品質の確認のために必要となる費用は、受注者の負担とする。

4 特記仕様書の構成

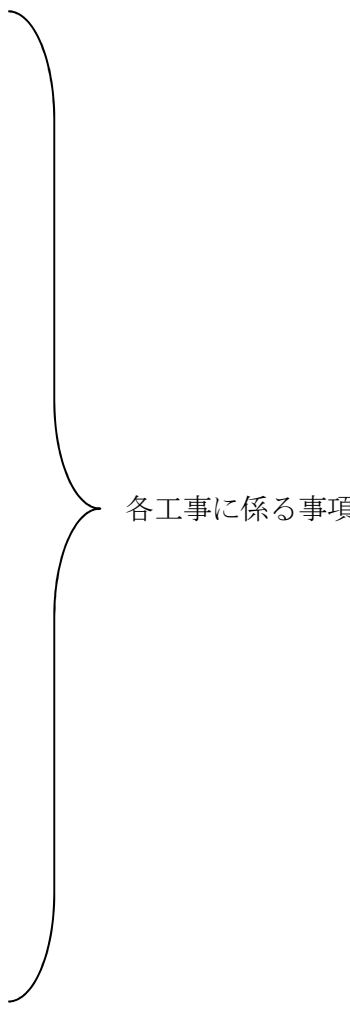
(1) 新設工事における特記仕様書の構成は、次の表を標準とする。

区 分	記 載 概 要
I 工事概要	
工事名	
工事場所	
工期	
工事概要	
II 建築工事仕様	各工事に係る事項
1章 各章共通事項	
2章 仮設工事	
3章 土工事	
4章 地業工事	
5章 鉄筋工事	
6章 コンクリート工事	
7章 鉄骨工事	
8章 コンクリートブロック・ALCパネル・押 出成形セメント板工事	
9章 防水工事	
10章 石工事	
11章 タイル工事	
12章 木工事	
13章 屋根及びとい工事	
14章 金属工事	
15章 左官工事	
16章 建具工事	
17章 カーテンウォール工事	
18章 塗装工事	
19章 内装工事	
20章 ユニット及びその他工事	
21章 植栽及び屋上緑化工事	
22章 建築物解体工事	

(2) 改修工事における特記仕様書の構成は、次の表を標準とする。

区 分	記 載 概 要
I 工事概要 工事名 工事場所 工期 工事概要	工事の名称 工事の施工場所 工事の始期日から終期日までの期間 工事の概要
II 建築改修工事仕様 1 章 改修各章共通事項 2 章 仮設工事 3 章 防水改修工事 4 章 外壁改修工事 4-1 章 コンクリート打放し仕上げ外壁 4-2 章 モルタル塗り仕上げ外壁 4-3 章 タイル張り仕上げ外壁 4-4 章 塗り仕上げ外壁等 5 章 建具改修工事 6 章 内装改修工事 7 章 塗装改修工事 8 章 耐震改修工事 8-1 章 撤去工事 8-2 章 鉄筋工事 8-3 章 あと施工アンカー工事 8-4 章 コンクリート工事 8-5 章 鉄骨工事 8-6 章 グラウト耐震改修工事 8-7 章 連続繊維補強工事 8-8 章 耐震スリット新設工事 8-9 章 基礎工事 9 章 環境配慮改修工事	各工事に係る事項

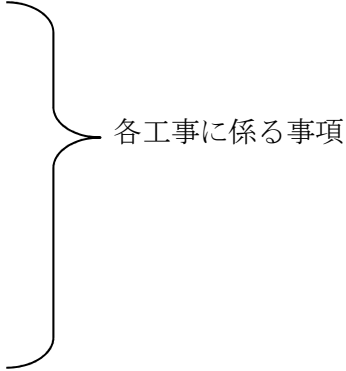
(3) 木造工事における特記仕様書の構成は、次の表を標準とする。

区 分	記 載 概 要
I 工事概要	工事の名称 工事の施工場所 工事の始期日から終期日までの期間 工事の概要
工事名	
工事場所	
工期	
工事概要	
II 建築工事仕様	 各工事に係る事項
1章 各章共通事項	
2章 仮設工事	
3章 土・地業・基礎工事	
4章 木造工事	
5章 軸組構法（壁構造系）工事	
6章 軸組構法（軸構造系）工事	
7章 枠組壁工法工事	
8章 C L Tパネル工法工事	
9章 木工事	
10章 防水工事	
11章 石工事	
12章 タイル工事	
13章 屋根及びびとい工事	
14章 金属工事	
15章 左官工事	
16章 建具工事	
17章 塗装工事	
18章 内装工事	
19章 断熱・防露、ユニット及びその他の工事	

(4) 配筋標準図、鉄骨標準図

鉄筋及び鉄骨の加工、組立の一般的な標準図を示す。

(5) 解体工事における特記仕様書の構成は、次の表を標準とする。

区 分	記 載 概 要
I 工事概要	
工事名	
工事場所	
工期	
工事概要	
設備工事種目	
II 解体工事仕様	
1章 各章共通事項	
2章 仮設工事	
3章 解体施工	
4章 建設廃棄物の処理	
5章 特別管理産業廃棄物の処理	
6章 石綿含有建材の除去及び処理	
7章 特殊な建設副産物の処理	

5 特記仕様書の標準書式

特記仕様書は原則として、第1の4 特記仕様書の構成に基づき、第3 特記仕様書記載例により作成するものとする。

(1) 用紙サイズ：A4

(2) 書 体：原則として、明朝体標準全角文字を使用するものとする。ただし、数量、金額等については、半角文字を原則とする。

6 一般的な留意事項

本手引によって作成される特記仕様書は、標準仕様書を補完し、発注工事固有の事項を定めるものである。

建設工事が請負工事として発注されて施工される場合、発注者と受注者は互いに契約条項に合意した上で、工事請負契約を結ぶことになるが、その際、発注者が受注者に要求する工事は、図面や仕様書によって表現される。については発注者が要求するもの、意図するところを主として形の面から図示するのが図面であり、その質や作業の方法などについて、詳細に取り決めたものが仕様書である。

したがって、仕様書は図面と共に契約書を補完するものであって、これに記載されている事

項は、発注者がこのような形質のものを受け取りたいという意思の表明であり、発注者の単なる願望又は理想であってはならない。また、受注者によって確実に実現できるものであり、実際に遵守されなければならない。

このような仕様書のあるべき姿から、具体的には次のような要件を記載する。

(1) 手引書（マニュアル）的な性格のものではないこと。

守るべきことを記述し、いたずらに理想に走った記述をしない。

(2) 明確な条件を示すこと。

設計図書に明示すべき施工条件等について（防整技第7187号。28. 3. 31）により、明示すべき施工条件等の項目及び事項については確実に記載するものとし、観念的な記述ではなく、定量的及び具体的に数字で示すような形をとるものとする。

なお、特記仕様書の用語は、特別なものを除き、標準仕様書の用語を使用するものとする。

(3) 請負契約の本質をゆがめないこと。

請負契約は、受注者が契約対象物を最良の方法と考える手段によって作り上げるのが本来の姿であるから、特に合理的理由がない限り、施工途中の過程についての制約は必要最小限とする。

(4) 実現可能な条件とすること。

現実の施工体制で実現可能な制約を設けなければ実用にならず、極端な場合には片務的な契約を押しつけることにもなることから、条件の実現可能性についての配慮が必要である。

これらの条件を満足し、一般的に利用できる契約条件を選び出したものが標準仕様書であり、工事の規模、現場の状況、施工の時期、地域の特殊性等の諸条件の組合せにより、個々の現場に応じて規定すべき事項及び条件を明記したものが特記仕様書である。

以上のことに留意し、特記仕様書を作成しなければならない。

(5) 工事仕様

標準仕様書には、各工種のうち特記仕様書に工事仕様の規定に委任するものがあり、これらについて規定し、記載するものとする。また、同様に標準仕様書にない工事の仕様についても規定し、記載するものとする。

(6) 工事仕様の留意事項

工事仕様は、発注工事において工事目的物を構築する上でどのような方法及び条件で施工するか基準となり、発注者、受注者相互の契約事項となるものである。特に、入札時には、発注者の積算条件と入札者の積算条件が同じ条件でなければならない。工法の選択によっては相互の工事費が大幅に異なる場合もあり得る。したがって、特記仕様書に記載する工事仕様は、施工方法、施工条件、施工管理方法、品質管理方法等を明確かつ詳細に記載しなければならない。

(7) 標準仕様書に規定のある工種の記載要領

標準仕様書では、工事仕様の詳細を特記仕様書又は設計図書に記載することとしている工事仕様があり、これらを的確に判断し記載するものとする。

なお、工事仕様の詳細は、特記仕様書記載例を標準とし、地方の地域特性及び工事特性を踏まえ、工事内容を的確に判断し、追加及び削除を行うものとする。

(8) 標準仕様書に規定のない工種の記載要領

標準仕様書に規定のない工種の記載については、次の項目を記載するものとする。

また、当省に限らず既発注工事の工事仕様を可能な限り調査し、公共機関、民間団体等の資料を参考としても構わない。

ア 工種名

イ 施工機械仕様及び施工方法

ウ 使用材料

エ 施工管理要領、品質管理要領、試験項目及び精度

(9) 材料仕様

材料仕様は、工事仕様と同様に、発注工事において工事目的物を構築する上でどのような材料を使用すべきかの基準となり、発注者、受注者相互の契約事項となるものである。

また、積算する上で重要な仕様であって、材料の選択によっては工事費が大幅に増減することもある。特に特記仕様書に記載する材料及び機器仕様は、標準仕様書に明記されていない各工事の材料、特殊機器等を使用することとなるので、使用する材料の規格及び品質並びに機器の規格及び性能を明確にし記載する。

(10) 汎用品を使用する場合の記載上の留意事項

本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、J I S以外の材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料の写しを受注者から提出させ承諾するものとする。

なお、本項目の主旨は、材料の規格をJ I S又はJ A Sのみに制限する目的ではなく、安価で品質のよい材料を広く求めようとする目的で記載するものである。

(11) 材料名称等の使用

材料の固有名称である製品名は、製作者の指定となることから、原則として標準仕様書及びJ I S等で使用している一般総称を使用するものとする。

第2 記載要領

1 工事名

工事名は、入札公告及び入札説明書（以下「入札公告等」という。）に記載される工事名を記載するため、特記仕様書作成時には入札公告等を確認するものとする。

なお、設計変更を行った場合は、工事名の後に変更回数を記載するものとする。

2 工事場所

工事場所は、入札公告等に記載される工事場所を記載するため、特記仕様書作成時には入札公告等を確認するものとする。

3 工期

工期は、入札公告等に記載される工期を記載するため、特記仕様書作成時には入札公告等を確認するものとする。

なお、設計変更においては、工期の変更が生じた場合は、特記仕様書又は図面に当初工期と変更工期を併記するものとする。

工期内に指定部分の工期を設ける場合は、工期を記載した欄の下に指定部分工期として、指定する建物名、工期等を記載するものとする。

4 工事概要

工事概要は、番号、建物名称、種別（新設、改修、解体等の別）、構造・規模、建築面積、延べ面積、数量及び単位を記載するものとする。

5 建築工事仕様

図面及び特記仕様書が標準仕様書の上位であることを明確に記載するものとする。また、特定行政庁の検査がある場合は、受注者が必要な資料を用意することを明記するほか、特記事項に記載の各印の適用優先順位等について記載するものとする。

なお、工事の実施に当たっては、標準仕様書で記載の材料、工法等よりも関係法令等の遵守を優先すること。

6 施工図等

施工図等の作成に当たっては、計画通知の副本を確認した上で作成するものとする。

なお、計画通知の副本は、現場事務所に設計図書等とともに整理保管するものとする。

7 電気保安技術者

配置技術者は、別契約の関連工事において配置する電気保安技術者と同名義の者としても構わない。

8 施工条件

原則として、現場説明書によるものとし、現場説明書に記載されているもの以外で特記すべき施工条件がある場合は、特記仕様書に追記するものとする。

9 施工中の安全確保

各工事の共通事項である安全確保に関する遵守事項を記載するものとする。

10 発生材の処理等

コンクリート等再資源化を義務付けている特定建設資材以外の蛍光灯、H I Dランプ等の水銀使用機器、ガラス、硬質ポリ塩化ビニル管及び継手等の廃棄物については、地域を限定すれば再資源化が可能である場合があることから、当該条件の場合、特記仕様書により再資源化を図るものとする（「建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）4.4.1」を参照する。）。

11 完成図等

原則として、完成図は当初発注図に設計変更及び工事打合せ簿による変更を含めた一式とし、部隊が施設管理で使用する際に使い勝手がいいように作成するものとする。

12 木材利用の促進

仕上材、下地材等について、受注者から木材利用の促進に有効な提案がある場合は、監督官と採用について協議できるものとする。

なお、当省においては、防衛省の所管に属する公共建築物における木材の利用の促進のための計画について（防整施(事)第220号。30.6.7）を定め、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について内装等の木質化を推進するものとされている。

このことから、設計時はもとより、発注後においても民間のノウハウ等を利用することを目的に本項目を特記仕様書に明記をし、木材利用の推進に努めるものとする。

受注者から、仕上材、下地材等に木材の利用の促進に対して提案があった場合は、木材の利用の促進のみでなく、次のようなことが採用条件となるので、参考とされたい。また、採用した場合は、V E提案の対象とは異なり、あくまでも一般の設計変更として取り扱うこと。

（採用条件の一例）

- ・ 予算の範囲内での対応が可能であること。
- ・ 工期内での対応が可能であること。
- ・ ユーザーの理解が得られること。
- ・ 計画通知の変更等の大きな手戻りが生じないこと。

13 火災保険等

受注者が工事目的物及び工事材料に対して、設計図書で定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険契約を締結した時は、その証券の写しを監督官に提出させるものとする。

なお、建設工事請負契約書第60条に基づき、工事目的物及び工事材料を火災保険等に付する場合の取扱いは、現場説明書による。また、次に掲げる工事は、保険を付さないことができる。

- (1) 解体、撤去、分解又は取片づけ工事
- (2) 建物の基礎工事及び外構工事

14 低入札価格調査対象工事に係る監督体制の強化

調査基準価格を下回った価格をもって契約した場合には、工事等に係る防衛省所管契約事務取扱細則第25条第1項に規定する基準の取扱いに関する細部事項について（防整施第7122号。28.3.31）に規定する施工体制台帳の提出、施工計画書のヒアリング等監督体制の強化を行うものとする。

なお、受注者が特記事項に違反して、施工体制台帳を提出しなかった場合又はヒアリングに応じなかった場合には、工事請負契約書等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）の付表第1第4号に該当することがある。

15 入門手続等

入門の手続は、自衛隊又は米軍の諸規定に従うものとし、手続に要する期間等を記載するものとする。

受注者が工事の施工に際し、自衛隊又は米軍の区域に立ち入る場合は、事前に、工事監督官と調整を行い、当該区域を管理する部隊等の規則に基づき関係書類を提出の上、出入許可を受けた後に当該区域に立ち入るものとする。また、土砂等の飛散により自衛隊又は米軍の運用、周辺住民の生活に影響がでないよう、受注者に工事施工場所周辺等は常に清掃することを義務づけるものとする。

16 事故報告

工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督官に報告させるものとする。

なお、報告の方法等は、監督官から指示するものとする。

17 工事関係書類の適正な管理

建設工事及び技術業務委託に係る関係書類の適正な管理について（防整技第7399号。28.4.1）により、工事関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報流出について万全を期すものとする。

18 住宅瑕疵担保責任の履行の確保等

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」の施行に伴う自衛隊施設及び米軍施設の積算の取扱いについて(防整技第7403号。28. 4. 1)により、対象工事については保険加入を行うものとする。

19 工事の一時中止に係る計画書の作成

監督官は、建設工事請負契約書第21条の規定により、受注者から工事の一時中止の通知を受けた場合は、建設工事の一時中止に係る事務処理要領について(防整技第14600号。3. 8. 26)によるものとする。

20 事業監理業務

工事監理業務又は防衛施設整備監理業務を建設コンサルタント等に委託して行う場合は、事業監理業務委託契約書について(防整施第6935号。28. 3. 31)及び建設工事に係る事業監理業務共通仕様書について(防整技第7385号。28. 4. 1)により、その業務範囲等を記載するものとする。

21 工事連絡会議

施工段階で発生が予測される様々な課題について情報共有や意見交換等を行い、工事の適正かつ円滑な実施の確保に資するため、建設工事における工事連絡会議の実施要領について(防整技第7402号。28. 4. 1)による工事連絡会議の設置の有無を記載するものとする。

22 迅速対応指針

工事現場の迅速対応指針について(防整技第7361号。28. 4. 1)により、工事現場において、予見不可能な諸問題が発生した場合、発注者が建設工事現場の問題発生に対する迅速な対応の実施により問題解決の迅速化を図るものとする。

23 調査及び詳細図等の作成

建設工事標準図等活用発注指針について(防整技第7394号。28. 4. 1)により、標準図等を活用して工事を発注する場合に、実施の有無を記載するものとする。

24 共通費実態調査

共通費の実態について継続的に把握することにより、工事費積算のより一層の適正化を図ることを目的として、国土交通省からの依頼を受け、毎年度実施しているものであり、受注者に配布する調査票については、毎年度送付している通知文書を参照するものとする。

現場説明書等特記仕様書以外の書面にて共通費実態調査を実施する旨が記載されている場合は、特記仕様書における本項目の記載の必要はない。

なお、次の工事を除いて共通費実態調査の対象工事とする。

- (1) 設計業務を含む工事（標準図活用方式、設計施工一括方式等）
- (2) 主たる工事が土木工事である総合工事
- (3) 土木工事の工事内容が建物附帯工事でない総合工事
- (4) 燃料タンク、通信工事の寄託品据付調整工事等の特殊な工事
- (5) 既に調査票を提出した工事

25 契約後V E方式の試行

入札時V E方式及び契約後V E方式の試行について（防整技第7 1 1 7号。2 8 . 3 . 3 1）により、契約後V E方式を活用した工事を発注する場合に、実施の有無を記載するものとする。

26 総価契約単価合意方式の試行

総価契約単価合意方式の試行について（防整技第7 1 1 8号。2 8 . 3 . 3 1）により、総価契約単価合意方式を活用した工事を発注する場合に、実施の有無を記載するものとする。

27 見積を活用する積算方式（見積活用方式）の試行

見積を活用する積算方式の試行について（防整技第5 0 5 3号。2 . 3 . 3 0）により、見積活用方式を活用した工事を発注する場合に、実施の有無を記載するものとする。

28 建設工事における週休2日制の試行

週休2日制工事（現場閉所型）の試行について（防整技第4 3 3 1号。3 . 3 . 2 2）、週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の試行について（防整技第4 3 3 2号。3 . 3 . 2 2）及び週休2日制工事（現場閉所型）の試行における工期の設置、工事費の補正、工事成績評定等の一部修正について（事務連絡。3 . 4 . 1）により、週休2日制を活用した工事を発注する場合に、実施の有無を記載するものとする。

29 情報共有システムについて

情報共有システムの実施要領等について（防整技第2 0 1 1 9号。2 . 1 2 . 1 8）により、情報共有システムを活用した工事を発注する場合に、実施の有無を記載するものとする。

30 無人航空機の使用に伴う情報流出防止について

無人航空機を使用する技術業務及び建設工事の特記仕様書の記載について（事務連絡。2 . 1 1 . 1 6）により、無人航空機を使用する場合の情報の取扱要領について記載するものとする。

31 サイバー攻撃等情報漏えい発生時の連絡体制について

建設工事等に係るサイバー攻撃等発生時の速報要領について（事務連絡。3. 1. 22）により、連絡体制について記載するものとする。

32 快適トイレの設置の試行

建設現場に設置する「快適トイレ」の実施行について（防整技第11316号。3. 6. 28）により、建設現場に設置する「快適トイレ」を設置する工事を発注する場合に、実施の有無を記載するものとする。

33 鉄塔の鉄骨製作工場

鉄塔の鉄骨製作工場は、一般の鉄骨製作工場の加工能力と同等の能力を有する工場又は一般社団法人日本鉄塔協会に加盟する鉄塔製作事業を営む企業の工場とする。

第3 特記仕様書記載例

特記仕様書記載例は、記載の項目、順序及び様式の統一を図ることを目的としているため、記載内容は一般的な例を示しており、使用に当たっては、工事ごとに内容を確認し、適宜追加・修正するものとする。